



# 佐賀県公報

平成18年  
7月5日  
(水曜日)  
第12775号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

○介護保険法に基づく指定調査機関及び指定情報公表センターの指

定

○道路の区域の変更

○道路の供用開始

○道路の区域の変更

○道路の供用開始

○道路の区域の変更

○道路の供用開始

○道路の区域の変更

○道路の供用開始

○道路の区域の変更

○道路の供用開始

○道路の区域の変更

○佐賀中部広域連合の処理する事務及び同広域連合の規約変更の許

可

## 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証

○建築基準法に基づく道路の位置の指定

○

○

○

○建築基準法に基づく公開による意見の聴取会

(四四四・長寿社会課)

(四四五・道路課)

(四四六・)

(四四七・)

(四四八・)

(四四九・)

(四五〇・)

(四五一・)

(四五二・)

(四五三・)

(四五四・)

(四五五・)

(四五六・市町村課)

(県民協働課)

(建築住宅課)

( )

( )

( )

( )

### 監査委員事項

○包括外部監査人の事務を補助する者の氏名等の告示

雑 報

○平成十七年度佐賀県市町村職員共済組合決算の要旨

(佐賀県市町村職員共済組合)

## ○ 告 示

◎佐賀県告示第四百四十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百五條の三十第二項及び第一百五條の三十六第二項の規定により、次のとおり指定調査機関及び指定情報公表センターを指定した。

平成十八年七月五日

佐賀県知事 古 川 康

一 指定調査機関

(一) ア 指定年月日 平成十八年六月二十日

イ 名称及び住所

名 称 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会

住 所 佐賀県佐賀市鬼丸町七番十八号

ウ 事務所の所在地 佐賀県佐賀市鬼丸町七番十八号

(二) ア 指定年月日 平成十八年六月二十日

イ 名称及び住所

名 称 社団法人佐賀県社会福祉士会

住 所 佐賀県佐賀市八戸溝一丁目千二百二十四番二号

ウ 事務所の所在地 佐賀県佐賀市八戸溝一丁目千二百二十四番二号

(三) ア 指定年月日 平成十八年六月二十日

イ 名称及び住所

名 称 特定非営利活動法人医療・福祉ネットワークせいわ

(告示・四) 七

七

住所 佐賀県佐賀市木原二丁目六番五号

ウ 事務所の所在地 佐賀県佐賀市木原二丁目六番五号

二 指定情報公表センター

(一) 指定年月日 平成十八年六月二十日

(二) 名称及び住所

名称 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会

住所 佐賀県佐賀市鬼丸町七番十八号

(三) 事務所の所在地 佐賀県佐賀市鬼丸町七番十八号

●佐賀県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年七月五日から平成十八年八月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員
県道 佐賀川副線	佐賀市本庄町大字袋字四本杉三番五地先から	一六・六
	佐賀市本庄町大字袋字四本杉四番一四地先まで	一六・六
県道 佐賀川副線	佐賀市本庄町大字袋字四本杉三番五地先から	二・三・六
	佐賀市本庄町大字袋字四本杉四番一四地先まで	七・三

●佐賀県告示第四百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の

とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年七月五日から平成十八年八月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川副線	佐賀市本庄町大字袋字四本杉三番五地先から 佐賀市本庄町大字袋字四本杉四番一四地先まで	平成一八・七・五

●佐賀県告示第四百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年七月五日から平成十八年八月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員
県道 鳥巢浜崎停車場線	唐津市浜玉町浜崎字畑田二二七番六地先から	一八・四
	唐津市浜玉町浜崎字畑田二二六番二地先まで	一〇九・〇
県道 鳥巢浜崎停車場線	唐津市浜玉町浜崎字畑田二二七番六地先から	七・一
	唐津市浜玉町浜崎字畑田二二六番二地先まで	六・五

●佐賀県告示第四百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年七月五日から平成十八年八月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鳥巢浜崎停車 場線	唐津市浜玉町浜崎字畑田二三七番六地先から 唐津市浜玉町浜崎字畑田二二六番二地先まで	平成一八・七・五

●佐賀県告示第四百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年七月五日から平成十八年八月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	区	間	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 四九八号	伊万里市大坪町字古賀乙四五三 二番一地从先から	伊万里市大坪町字老ノ坂乙四六一 一二番一地从先まで	前	後
	二・〇		二・〇	六三・〇

●佐賀県告示第四百五十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年七月五日から平成十八年八月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	伊万里市大坪町字古賀乙四五三二番五地先から 伊万里市大坪町字老ノ坂乙四六一二番一地从先まで	平成一八・七・五

●佐賀県告示第四百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年七月五日から平成十八年八月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区域	
	区	間	幅員 メートル	延長 メートル
県道 鹿島嬉野線	鹿島市大字高津原字二本柳籠三 九七四番一地从先から	鹿島市大字高津原字二本松三五 九一番一八地从先まで	前	後
	二五・六		九・八	一七四・二

●佐賀県告示第四百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年七月五日から平成十八年八月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鹿島嬉野線	鹿島市大字高津原字二本柳籠三九七四番一地从先から 鹿島市大字高津原字二本松三五九一番一八地先まで	平成一八・七・九

●佐賀県告示第四百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年七月五日から平成十八年八月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
一般国道 四四四号	小城市芦刈町三王崎字二本松九〇番一地从先から	小城市芦刈町三王崎字牛王一〇九番一地从先まで	一五・五	一一四・〇
	小城市芦刈町三王崎字二本松九〇番一地从先から	小城市芦刈町三王崎字牛王一〇九番一地从先まで	一五・〇	
	前	後	変更前の 幅員 メートル	延長 メートル
	一五・〇	一六・八	一五・〇	一一四・〇

●佐賀県告示第四百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年七月五日から平成十八年八月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	小城市芦刈町三王崎字二本松九〇番一地从先から 小城市芦刈町三王崎字牛王一〇九番一地从先まで	平成一八・七・五

●佐賀県告示第四百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年七月五日から平成十八年八月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年七月五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路		の		区		域	
	区	間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル			
一般国道 三八五号	神埼市千代田町渡瀬字古城一九 八六番二地先から 神埼市千代田町渡瀬字古城一六 〇六番地先まで	後	八・五 八・二	一五六・四				
	神埼市千代田町渡瀬字古城一九 八六番二地先から 神埼市千代田町渡瀬字古城一六 〇六番地先まで	前	二二・〇 八・二	一五六・四				

◎佐賀県告示第四百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第二項の規定により平成十八年六月二十三日付けで佐賀中部広域連合の処理する事務及び同広域連合の規約の変更を許可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十八年七月五日

佐賀県知事 古川 康

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年8月14日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年7月5日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成18年6月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人キッズの森
- (2) 代表者の氏名 松永 純明
- (3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県佐賀市大和町川上597番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもの発達や成長に関心をもつ人たちが子育てに悩みや不安を抱える人たちに対して、子育て支援に関する事業を行い、子育てに関する悩みや問題を共有して考え、解決していくことで、当事者や子どもたちが心身に健全な社会生活を送ることに寄与することを目的とする。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年7月5日

佐賀県知事 古川 康

指定 番号	指 定 位 置	指 定 年月日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
10	三養基郡みやき町大字白壁字 二ノ幡2990番1、2990番17及 び2990番18	平成18年 6月20日	5.00	34.92

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年7月5日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
11	三養基郡上峰町大字坊所字一本谷2573番49	平成18年6月23日	4.00～4.02	52.00

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年7月5日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
12	武雄市武雄町大字富岡字水谷11275番1	平成18年6月26日	5.0	74.80

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年7月5日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
13	神埼郡吉野ヶ里町吉田字一本柳56番1	平成18年6月27日	5.00	20.54

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第3項ただし書の規定による建築許可の申請があったので、同条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成18年7月5日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 日時 平成18年7月20日（木曜日） 午後6時30分から
- 2 場所 唐津市鏡1633 山添公民館
- 3 建築許可をしようとする建築物の建築計画  
唐津市鏡立伸4592番1及び4592番6の第一種中高層住居専用地域内の敷地に、自動車修理工場の附属事務所を建築すること。  
(建築物の概要)  
(1) 延べ面積 195.88平方メートル  
(増築面積47.50平方メートル)  
(2) 構造 木造  
(3) 用途 自動車修理工場の附属事務所

○ 監査委員事項

●佐賀県監査委員告示第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人乗田泰の監査の事務を補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成十八年七月五日

佐賀県代表監査委員 中 村 孝

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住 所
八谷 信行	福岡県大野城市東大和二丁目一一番二五号 ウインザー下大和駅南四〇二
峰 悦男	佐賀市開成二丁目九番二五号
岸川 浩幸	三養基郡基山町けやき台三丁目三番四号
古賀 利洋	佐賀市八戸溝三丁目八番一八一号
白川 秀樹	鹿島市大字高津原七五〇番地
田村 浩司	佐賀市兵庫南一丁目一九番五号
古賀 直	佐賀市東佐賀町一五番八号
盈 辰博	三養基郡基山町けやき台四丁目二七番地三

二 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の事務を補助できる期間  
平成十八年七月十一日から平成十九年三月三十一日まで

○ 雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第3項の規定に基づき、平成17年度決算の要旨を公告する。

平成18年7月5日

佐賀県市町村職員共済組合  
理事長 横 尾 俊 彦







購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年七月五日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷

